

公共交通情報発信用デジタルサイネージ広告掲載取扱要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、富山市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 6 条、第 7 条並びに第 8 条第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの規定に基づき、市内に設置する公共交通情報発信用デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （ 1 ） デジタルサイネージ 要綱第 3 条第 3 号に規定する広告媒体
- （ 2 ） J P E G 、 P N G インターネット上でよく使われている画像形式であり、画像を点の集まりとして記録する方式
- （ 3 ） M B 情報量の単位、1 0 2 4 キロバイト

（広告掲載の基準）

第 3 条 広告は、富山市広告掲載基準（以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。なお、デジタルサイネージ設置に伴う協力者に不利益を及ぼすもの又は不適切と認めるものは掲載できない。

（広告の規格）

第 4 条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦 763 ピクセル×横 1080 ピクセル
放映可能コンテンツ	静止画
画像形式	JPEG 、 PNG
データ容量	2 MB 以下

（広告の掲載位置）

第 5 条 広告の掲載位置はデジタルサイネージの下部とする。ただし、バス車内に設置するものについては、デジタルサイネージ中央とする。

（広告の放映時間）

第 6 条 デジタルサイネージから発信される広告は、始発便 1 時間前から最終便 1 時間後までとする。ただし、バス車内に設置するものについて

は、当該バスの運行時間内とする。

2 1 枠当たりの放映時間は、15 秒とし、繰り返し放映する。

（広告の掲載期間）

第7条 広告の掲載期間は、1 ヶ月単位とする。

（広告掲載料）

第8条 広告の掲載料は、1 枠あたり月額15,000 円（税抜）とする。ただし、バス車内に設置するものについては、1 枠あたり月額8,000 円（税抜）とする。

（広告掲載希望者の募集）

第9条 広告掲載希望者の募集は、ホームページその他の方法で、随時公募する。

（広告掲載の申込み）

第10条 広告掲載希望者は、デジタルサイネージ広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を、指定する期日までに交通政策課に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、広告原稿案（画像データ）を添付するものとする。

（広告掲載者の選定）

第11条 活力都市創造部長は、広告掲載の申込みがあったときは、第3条に定める基準により、申込者及び広告内容について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否が決定した場合、活力都市創造部長は、申込書受理後10 日以内に、広告掲載希望者に対して結果を通知する。

3 前項の通知は、デジタルサイネージ広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又はデジタルサイネージ広告不掲載決定通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

（広告審査会）

第12条 活力都市創造部長は、広告掲載の可否に疑義が生じた場合は、広告掲載の可否を審査するため、デジタルサイネージ広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設置することができる。

2 広告審査会は、活力都市創造部長を会長、活力都市創造部次長を副会

長とし、都市計画課長、景観政策課長、富山駅周辺地区整備課長及び交通政策課長で構成する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、必要と認める場合は、構成員以外の職員その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（会議）

第13条 広告審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議の庶務は、交通政策課において行う。

（広告原稿の提出）

第14条 広告主は、第4条に規定する広告原稿（画像データ）を広告掲載予定日の10日前までに交通政策課に提出しなければならない。なお、広告原稿を変更したい場合も同様とする。

（広告掲載料の納付）

第15条 広告主は、市から送付された納付書により、広告掲載予定日の前日までに、市が指定する金融機関で広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載料の還付等）

第16条 納付済みの広告掲載料は、還付しない。

2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。

3 前項の規定による延長は1日単位とし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は延長しない。

（事務処理）

第17条 広告の募集から審査、広告主の決定、掲載等に係る一連の事務は、交通政策課が処理する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

様式1号(第10条関係)

デジタルサイネージ広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 富山市長

(申込者)

住 所(事業所の所在地) _____

氏 名(名称及び代表者の氏名)

(押印不要)

デジタルサイネージに広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

1 広告の内容

(1) 広告原稿案(画像データ) 別添のとおり

(2) 掲載希望期間(掲載期間は月単位とし、募集する期間の範囲内で記入すること。)

年 月～ 年 月

2 掲載希望場所

--

3 業種

--

4 担当者連絡先

連絡担当者	
電話番号	
E-mail アドレス	

交 第 号
年 月 日

様

富山市長 藤 井 裕 久

デジタルサイネージ広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのありましたデジタルサイネージ広告掲載について、
下記のとおり掲載することに決定しましたのでお知らせいたします。
つきましては、下記により手続きしていただきますようお願いいたします。

記

1 掲載期間

年 月から 年 月まで(箇月)

2 掲載料 金 円

3 掲載料の納入

年 月 日までに、同封の納付書により、指定の金融機関でお支払いください。

4 原稿の提出

年 月 日までに、広告原稿(画像データ)を提出してください。

5 その他

広告の規格は次のとおりです。

大きさ	縦763ピクセル×横1080ピクセル
画像形式	JPEG、PNG
データ容量	2MB以下
掲載場所	

(担当)交通政策課

TEL:443-2195(直通)

FAX:443-2190

Eメール: koutuseisaku@city.toyama.lg.jp

様式3号(第11条関係)

交 第 号
年 月 日

様

富山市長 藤 井 裕 久

デジタルサイネージ広告不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたデジタルサイネージ広告掲載につきましては、
下記の理由により掲載できないことが決定しましたのでお知らせいたします。

記

掲載できない理由

(担当)交通政策課

TEL:443-2195(直通)

FAX:443-2190

Eメール: koutuseisaku@city.toyama.lg.jp